

平成30年度海の京都ガイド育成支援事業の実施方法

平成30年7月26日改訂

〈ガイド団体の場合〉

1 事前調整

ガイド団体は、支援を希望する事業について、事前に所在地の地域本部もしくは総合企画局と内容等の調整を行う。

2 申請

ガイド団体は、総合企画局に申請書（様式1）を提出する。

3 助成額決定

総合企画局は、申請内容を確認し、適当と認める場合は、ガイド団体に対し支援決定通知書を送付する。

4 実施結果報告

ガイド団体は、事業終了後速やかに実施結果報告書（様式3）を総合企画局に提出する。

5 助成額確定

総合企画局は、報告内容を確認し、適当と認める場合は、ガイド団体に対し支援額確定通知書を送付する。

6 請求

ガイド団体は、確定した支援額を請求書により総合企画局に請求する。

7 支払

総合企画局は、ガイド団体に対して、請求書に基づき助成額を交付する。

8 変更手続

ガイド団体は、支援決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、地域本部もしくは総合企画局との調整の上、変更申請書（様式2）を総合企画局に提出する。

総合企画局は、変更申請内容を確認し、適当と認める場合は、ガイド団体に対し支援変更決定通知書を送付する。

〈 交通事業者の場合 〉

1 事前調整

交通事業者は、支援を希望する事業について、事前に総合企画局と内容等の調整を行う。

2 申請

交通事業者は、総合企画局に申請書（様式1）を提出する。

3 助成額決定

総合企画局は、申請内容が事前の調整内容と相違ないか等を確認の上、相当と認める場合は、交通事業者に対し支援決定通知書を送付する。

4 実施結果報告

交通事業者は、事業終了後速やかに実施結果報告書（様式3）を総合企画局に提出する。

5 助成額確定

総合企画局は、結果報告書の内容を確認の上、相当と認める場合は、交通事業者に対し支援額確定通知書を送付する。

6 請求

交通事業者は、確定した支援額を請求書により総合企画局に請求する。

7 支払

総合企画局は、交通事業者に対して、請求書に基づき助成額を交付する。

8 変更手続

交通事業者は、支援決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、総合企画局との調整の上、変更申請書（様式2）を総合企画局に提出する。

総合企画局は、変更申請内容が適切か等を確認の上、相当と認める場合は、交通事業者に対し支援変更決定通知書を送付する。